

令和8年経済センサスー活動調査を実施します

○経済センサスー活動調査とは

すべての産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国および地域別に明らかにすることを目的としています。

○調査対象

すべての事業所および企業(個人で漁業を行っている方などは除きます)

○調査期日

令和8年6月1日現在

○調査内容

名称、所在地、事業内容、経営組織、売上・費用、設備投資など

○調査方法

調査は調査員が事業所を訪問する「調査員調査」と国が直接調査書類を送る「直轄調査」の2つの方法で実施されます。いずれも便利で簡単なインターネット回答がおすすめです。

①調査員調査

支所を有さない比較的小規模な事業所や個人経営の事業所へは、4月中旬に国が委託する民間事業者からインターネット回答用の調査書類が郵送されますので、回答をお願いします。

インターネット未回答の事業所や新たに把握した事業所には、5月中旬ごろに都道府県知事が任命する調査員が訪問し、紙の調査票を配布します。インターネットで回答いただくか、記入した紙の調査票を調査員に提出してください。

②直轄調査

支所を有する事業所や特定の単独事業所には、5月中旬ごろに国から直接調査票が郵送されますので、インターネットでの回答をお願いします。

○その他

- ・令和8年経済センサスー活動調査は、「統計法」(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査で、報告義務があります。また、「統計法」には、調査関係者が調査により知り得た事項を他にもらしてはならない守秘義務が定められており、これらに反したときの罰則が定められています。
- ・「経済センサス - 活動調査」を装った不審な訪問者や不審な電話・電子メールなどにご注意ください。訪問する調査員は、必ず「調査員証」を身に着けているほか、調査専用の「下敷き」と「手提げ袋」を携帯していますのでご確認ください。

▼お問い合わせは、経済センサスー活動調査コンタクトセンター(0120-138-102)へ。

